

都市再生機構（UR）賃貸住宅の家賃改定等に関する意見書

都市再生機構は、継続家賃の平成26年4月1日改定の実施を予告し、現在その作業を進めている。

横浜市内には約4万5000戸の都市再生機構（UR）賃貸住宅があり、多くの市民が居住している。

UR賃貸住宅は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（いわゆる住宅セーフティネット法）において公的賃貸住宅と位置づけられ、高齢者や子育て家庭等の居住の安定という住宅のセーフティネットとしての役割が求められてきた。

平成15年の国会における都市再生機構法案審議の折、「居住者の居住の安定を図ることを政策目標として明確に定め、居住者との信頼関係を尊重し、十分な意思の疎通と連携の下に住宅や利便施設等の適切な維持管理を行い、快適な生活環境の確保に努めること。」と附帯決議されている。

また、平成19年の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律案審議の折には、「機構の管理する賃貸住宅について、住宅確保要配慮者の居住の安定を図る観点から入居者負担や入居者選考に係る適切な配慮を行い、住宅セーフティネットとしての役割の充実に努めること。」との附帯決議がなされている。

よって、政府及び独立行政法人都市再生機構におかれては、都市再生機構の役割や附帯決議を十分尊重し、住宅確保に配慮が必要な高齢者や子育て世帯等への施策を進めるとともに、都市再生機構（UR）賃貸住宅に住む横浜市民の居住の安定のために公的賃貸住宅としてふさわしい家賃制度を確立することを要望する。

ここに横浜市会は、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月26日

内閣総理大臣
国土交通大臣
独立行政法人都市再生機構理事長

宛て

横浜市会議長

佐藤 祐文